

医薬品の安定供給に向けた取り組みについて

当院では、以下の通り医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っております。

1. 一般名処方の推進について

○後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした、「一般名処方」を行う場合がございます。一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。一般名処方を行うことで、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数の医薬品が選択でき、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

○当院外来の院外処方せんにおいて、患者様が医薬品の「商品名」による処方を希望される場合、医薬品を調剤する薬局で、2024年10月1日から「特別の料金（選定療養費）」を徴収される場合がございます。

※「特別の料金（選定療養費）」の負担額は、医薬品によって異なる可能性があるため、詳細につきましては薬局にてご確認ください。

2. 後発医薬品の促進と医薬品安定供給に資する取り組みについて

○当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っております。厚生働省後発医薬品促進の方針に従い、患者様の負担軽減や医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

○医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、特定の医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を整備しております。薬剤の供給状況によっては、患者様へ投与する医薬品が変更となる場合がございます。変更にあたって、ご不明点やご心配な事等がございましたら、当院職員までご相談下さい。

以上、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。